

## 水戸市障害者支援施設基準条例の一部を改正する条例について

### 1 改正理由

国が定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号。以下「基準省令」という。）の改正に伴い、水戸市障害者支援施設基準条例について、関係規定の整備を行う。

### 2 主な改正内容

基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは、当該省令のとおり規定する。

#### (1) 基準省令に従い改正するもの

項目	対象サービス	改正の内容
ア 置くべき職員及びその員数	生活介護又は自立訓練（機能訓練）を行う障害者支援施設	置くべき職員として、「看護職員，理学療法士又は作業療法士」を「看護職員，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士」とする。（第 13 条及び第 14 条）
イ 地域との連携等	障害者支援施設全般	障害者支援施設は，利用者及びその家族，地域住民の代表者，施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下「地域連携推進会議」という。）を開催し，おおむね 1 年に 1 回以上，事業の運営状況を報告し，必要な要望等を聴く機会を設けなければならないこととする。（1 年の経過措置期間を設ける。）（第 30 条の 2 第 2 項） 障害者支援施設は，おおむね 1 年に 1 回以上，地域連携推進会議の構成員が施設を見学する機会を設けなければならないこととする。（1 年の経過措置期間を設ける。）（第 30 条の 2 第 3 項） 障害者支援施設は，地域連携推進会議における報告，要望等についての記録を作成し，当該記録を公表しなければならないこととする。（1 年の経過措置期間を設ける。）（第 30 条の 2 第 4 項） 以上の規定は，障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価を受け，当該評価

		の実施状況を公表している場合等には、適用しないこととする。(第30条の2第5項)
ウ 地域移行等意向確認担当者の選任等	障害者支援施設全般	<p>障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、当該施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないこととする。(2年の経過措置期間を設ける。)(第30条の3第1項)</p> <p>地域移行等意向確認担当者は、把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならないこととする。(2年の経過措置期間を設ける。)(第30条の3第2項)</p> <p>地域移行等意向確認等に当たっては、地域生活支援拠点等の事業を行う者又は一般相談支援事業者等と連携し、障害福祉サービスの体験利用に係る支援等を行うよう努めなければならないこととする。(第30条の3第3項)</p>
エ 協力医療機関等	障害者支援施設全般	<p>障害者支援施設は、第二種協定指定医療機関(注1)との間で、新興感染症(注2)の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。(第50条第2項)</p> <p>また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。(第50条第3項)</p> <p>注1 感染症法に基づく医療措置協定を締結した医療機関のうち、病床の確保に対応する医療機関を「第一種協定指定医療機関」、発熱外来又は自宅療養者等の対応を行う医療機関を「第二種協定指定医療機関」と呼び、それぞれ都道府県知事による指定を受けることとなる。</p> <p>注2 新型コロナウイルス感染症など新しく認知され、局地的あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。</p>

(2) 基準省令を参酌し改正するもの

項目	対象サービス	改正の内容
ア 一般原則	障害者支援施設全般	障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、地域生活への移行に関する意向を把握し、定期的に確認するとともに、地域生活支援拠点等の事業を行う者又は一般相談支援事業者等と連携を図りつつ、利用

		<p>者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならないこととする。(第3条第4項)</p> <p>障害者支援施設は、利用者の当該施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、当該施設以外における指定障害福祉サービス等の利用意向を定期的に確認し、一般相談支援事業者等と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならないこととする。(第3条第5項)</p>
イ 取扱方針	障害者支援施設全般	<p>障害者支援施設は、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。(第28条第2項)</p>
ウ 施設障害福祉サービス計画の作成等	障害者支援施設全般	<p>サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たり、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しなければならないこととするとともに、地域移行等意向確認担当者が把握した地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。(第29条第2項)</p> <p>自ら意思を決定することが困難な利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。(第29条第3項)</p> <p>施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に、利用者本人や地域移行等意向確認担当者を招集し、当該利用者の意向等を改めて確認することとする。(第29条第6項)</p> <p>サービス管理責任者が作成した施設障害福祉サービス計画を、利用者に係る指定計画相談支援事業者にも交付しなければならないこととする。(第29条第8項)</p>
エ サービス管理責任者の責務	障害者支援施設全般	<p>サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、自ら意思を決定することが困難な利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならないこととする。(第30条第2項)</p>

### 3 施行期日

令和6年4月1日

## 水戸市障害者支援施設等基準条例の一部を改正する条例 参照条文

### 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(抜粋)

(市町村の地域生活支援事業)

#### 第77条 (略)

#### 2 (略)

3 市町村は、第1項各号に掲げる事業のほか、地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等(以下この項において「地域生活障害者等」という。)につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、次に掲げる事業を行うよう努めるものとする。

(1) 障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児(地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。)の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じるとともに、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、次条第一項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関(次号及び次項において「関係機関」という。)との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行う事業

(2) 関係機関と協力して、地域生活障害者等に対し、地域における自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの利用の体験又は居宅における自立した日常生活若しくは社会生活の体験の機会を提供するとともに、これに伴う地域生活障害者等、障害児の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて関係機関との連携及び調整を行う事業

(3) 前2号に掲げる事業のほか、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業

4 市町村は、前項各号に掲げる事業を実施する場合には、これらの事業を効果的に実施するために、地域生活支援拠点等(これらの事業を実施するために必要な機能を有する拠点又は複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する体制をいう。)を整備するものとする。

#### 5 (略)

(施設の基準)

第84条 都道府県は、障害者支援施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、第1号から第3号までに掲げる事項については主務省令で定める基準に従い定めるものとし、第4号に掲げる事項については主務省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参酌するものとする。

- (1) 障害者支援施設に配置する従業者及びその員数
- (2) 障害者支援施設に係る居室の床面積
- (3) 障害者支援施設の運営に関する事項であって、障害者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの
- (4) 障害者支援施設に係る利用定員

3 (略)

## 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(抜粋) (定義等)

第6条 (略)

2から6まで (略)

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- (1) 新型インフルエンザ(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)
- (2) 再興型インフルエンザ(かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)
- (3) 新型コロナウイルス感染症(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)
- (4) 再興型新型コロナウイルス感染症(かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

8 この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であって、第3章から第7章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

10 から 15 まで (略)

16 この法律において「第一種協定指定医療機関」とは、第 36 条の 2 第 1 項の規定による通知(同項第 1 号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。)又は第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定(同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。)に基づき、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する医療機関として都道府県知事が指定した病院又は診療所をいう。

17 この法律において「第二種協定指定医療機関」とは、第 36 条の 2 第 1 項の規定による通知(同項第 2 号又は第 3 号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。)又は第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定(第 36 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。)に基づき、第 44 条の 3 の 2 第 1 項(第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。)又は第 50 条の 3 第 1 項の厚生労働省令で定める医療を提供する医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。次項、第 38 条第 2 項、第 42 条第 1 項、第 44 条の 3 の 3 第 1 項及び第 50 条の 4 第 1 項において同じ。)又は薬局をいう。

18 から 26 まで (略)

【参考資料】各基準条例と障害福祉サービス等種別との関係について

基準条例名	障害福祉サービス等種別
<p>水戸市障害福祉サービス事業基準条例 (令和2年条例第3号)</p> <p>※障害福祉サービスの最低基準を定めるもの。「指定」を受けずに実施可能だが、この場合、市町村から給付費は支給されない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養介護</li> <li>・生活介護</li> <li>・自立訓練（機能訓練，生活訓練）</li> <li>・就労選択支援【新設】</li> <li>・就労移行支援</li> <li>・就労継続支援（A型，B型）</li> </ul>
<p>水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例 (令和2年条例第4号)</p>	<p>【上段に加え以下のサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護</li> <li>・重度訪問介護</li> <li>・同行援護</li> <li>・行動援護</li> <li>・短期入所</li> <li>・重度障害者等包括支援</li> <li>・就労定着支援</li> <li>・自立生活援助</li> <li>・共同生活援助（グループホーム）</li> </ul>
<p>水戸市障害者支援施設基準条例 (令和2年条例第5号)</p> <p>※障害者支援施設の最低基準を定めるもの。「指定」を受けずに実施可能だが、この場合、市町村から給付費は支給されない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設（夜間のサービス（施設入所支援）と昼間のサービス（生活介護，自立訓練（機能訓練，生活訓練），就労移行支援又は就労継続支援B型）とを組み合わせ提供する）</li> </ul>
<p>水戸市指定障害者支援施設等基準条例 (令和2年条例第6号)</p>	
<p>水戸市地域活動支援センター基準条例 (令和2年条例第7号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援センター（障害者が通所し，創作的活動又は生産活動の機会の提供，社会との交流等の便宜を供与する施設。市内に3か所。）</li> </ul>
<p>水戸市福祉ホーム基準条例 (令和2年条例第8号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉ホーム（低額な料金で居室その他の設備を利用させ，日常生活に必要な便宜を供与する施設。市内には存在しない。）</li> </ul>
<p>水戸市指定通所支援事業等基準条例 (令和2年条例第9号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援</li> <li>・放課後等デイサービス</li> <li>・居宅訪問型児童発達支援</li> <li>・保育所等訪問支援</li> </ul>

新旧対照表

福祉部障害福祉課

現行	改正（案）
<p>（障害者支援施設の一般原則）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（生活介護を行う障害者支援施設に置くべき職員及びその員数）</p> <p>第13条 生活介護を行う場合に障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定めるところによる。</p>	<p>（障害者支援施設の一般原則）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</p> <p>5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>（生活介護を行う障害者支援施設に置くべき職員及びその員数）</p> <p>第13条 生活介護を行う場合に障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次に定めるところによる。</p>



ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)及び(イ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(ア)及び(イ) (略)

イ (略)

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(3) (略)

2 (略)

3 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4及び5 (略)

(自立訓練(機能訓練)を行う障害者支援施設に置くべき職員及びその員数)

第14条 自立訓練(機能訓練)を行う場合に障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定めるところによる。

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)及び(イ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(ア)及び(イ) (略)

イ (略)

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(3) (略)

2 (略)

3 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4及び5 (略)

(自立訓練(機能訓練)を行う障害者支援施設に置くべき職員及びその員数)

第14条 自立訓練(機能訓練)を行う場合に障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次に定めるところによる。

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とする。

エ (略)

(2) (略)

2 (略)

3 第1項第1号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4から6まで (略)

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

第26条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第28条 (略)

(新設)

2から5まで (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第29条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっ

イ (略)

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、1以上とする。

エ (略)

(2) (略)

2 (略)

3 第1項第1号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4から6まで (略)

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

第26条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第28条 (略)

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

3から6まで (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第29条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっ

ては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

(新設)

### 3及び4 (略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービスの計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めなければならない。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

ては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第30条の3第1項の地域移行等意向確認担当者(第6項において「地域移行等意向確認担当者」という。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

### 4及び5 (略)

6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービスの計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等(地域移行等意向確認担当者を含む。))を招集して行う会議をいう。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めなければならない。

7 サービス管理責任者は、第5項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しなければならない。

8及び9 (略)

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第30条 (略)

(新設)

(新設)

9及び10 (略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第30条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第30条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サー

(新設)

(協力医療機関等)

第 50 条 (略)

(新設)

ビスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第 30 条の 3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の規定により定める指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に当該地域移行等意向確認等において把握又は確認をした内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第 29 条第 6 項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第 77 条第 3 項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第 50 条 (略)

2 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」とい

(新設)

2 (略)

(地域との連携等)

第54条 障害者支援施設は、その事業の開始に当たり、地域住民に対し、サービス提供の内容その他規則で定める事項について説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

2 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民等又はその自発的な活動と連携及び協力を行う等地域との交流を図らなければならない。

(情報通信機器を活用した委員会等の開催)

第58条 この条例の規定により開催することとされている委員会又は会議については、規則で定める方法により情報通信機器を活用して開催することができる。

う。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

3 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

4 (略)

(地域住民に対する説明)

第54条 障害者支援施設は、その事業の開始に当たり、地域住民に対し、サービス提供の内容その他規則で定める事項について説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

(削除)

(情報通信機器を活用した委員会等の開催)

第58条 この条例の規定により開催することとされている委員会、会議又は協議会については、規則で定める方法により情報通信機器を活用して開催することができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、改正後の第30条の2の規定の適用については、同条第2

項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

- 3 施行日から令和8年3月31日までの間、改正後の第30条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。